

# オストケア訪問看護とよひら

～ 重要事項説明書（医療保険用）～

2024年 6月 1日改訂

## 1. 事業運営主体の概要

|              |   |
|--------------|---|
| 対象事業所の名称     | 指定(介護予防)訪問看護 オストケア訪問看護とよひら  |
| 運営法人の名称      | 株式会社 オストジャパングループ  |
| 運営法人の代表者名    | 代表取締役 村上 睦  |
| 運営法人の所在地     | 札幌市厚別区厚別南5丁目1番7号<br>TEL 011-896-5533 FAX 011-896-5577   |
| 他の介護保険関連等の事業 | <ul style="list-style-type: none"><li>指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業所<br/>グループホームいきいき</li><li>指定(介護予防)認知症対応型通所介護事業所（共用型）<br/>デイサービスいきいき<br/>《住所》札幌市白石区北郷9条3丁目3番1号</li><li>指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業所<br/>グループホームいきいき栄</li><li>指定(介護予防)認知症対応型通所介護事業所<br/>デイサービスセンターいきいき栄<br/>《住所》札幌市東区北42条東5丁目3番1号（併設）</li><li>指定居宅介護支援事業所<br/>オストケア介護相談センター</li><li>指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（連携型）<br/>オストケアとよひら24</li><li>指定（介護予防）訪問介護事業所<br/>オストケア訪問介護とよひら</li><li>指定(介護予防)通所介護事業所<br/>オストケアデイサービスとよひら</li><li>サービス付き高齢者向け住宅<br/>イオル美園<br/>《住所》札幌市豊平区美園7条3丁目2番1号</li><li>指定(介護予防)訪問看護事業所<br/>オストケア訪問看護とよひら<br/>《住所》札幌市豊平区美園8条3丁目1番12号<br/>ガーデンコート M83 141号室</li><li>指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（連携型）<br/>オストケアあつべつ24</li></ul> |

|  |   |
|--|---|
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定(介護予防)訪問介護事業所<br/>オストケア訪問介護あつべつ</li> <li>・指定(介護予防)訪問看護事業所<br/>オストケア訪問看護あつべつ</li> <li>・指定(介護予防)通所介護事業所<br/>オストケアデイサービスあつべつ</li> <li>・サービス付き高齢者向け住宅<br/>イオルもみじ台<br/>《住所》札幌市厚別区もみじ台北6丁目1番30号</li> <li>・指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護(連携型)<br/>オストケアしろいし24</li> <li>・指定(介護予防)訪問介護事業所<br/>オストケア訪問介護しろいし</li> <li>・有料老人ホーム<br/>イオル平和通<br/>《住所》札幌市白石区平和通1丁目南2番3号</li> </ul> |
|--|---|

## 2. 事業所概要

|                    |  |
|--------------------|--|
| 事業所名               | オストケア訪問看護とよひら  |
| 事業所の目的             | 居宅において、主治の医師が訪問看護の必要を認めた利用者に対して、医療保険法(指定訪問看護)の趣旨に従って適切な訪問看護を提供することを目的とします。   |
| 事業所の運営の方針          | 訪問看護の実施にあたっては、ご利用者の心身の特性を踏まえて、日常生活動作の維持、向上を図るとともに、ご利用者の生活の質が高められるような在宅生活の充実に向けて支援します。<br>事業の実施にあたっては、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携に努め、総合的な支援に心がけます。 |
| 事業所番号              | 北海道指定 0160590691 号   |
| 事業開始年月日            | 平成26年10月1日   |
| 管理者名               | 吉田 小夜子   |
| 受付窓口の営業日<br>及び営業時間 | 営業日 : 月曜日から金曜日まで<br>(12月30日から1月3日までを除く)<br>営業時間 : 午前8時45分から午後5時45分まで   |
| 訪問看護の提供日<br>及び提供時間 | 提供日 : 月曜日から金曜日まで<br>(12月30日から1月3日までを除く)<br>サービス提供時間 : 午前8時45分から午後5時45分まで   |
| 通常の事業の実施地域         | 札幌市<豊平区・白石区・中央区>   |
| 緊急時等の連絡体制          | 24時間常時、電話等による連絡、相談が可能な体制をとり、必要に応じた対応が出来る体制とする。   |
| 事業所所在地等            | 札幌市豊平区美園8条3丁目1番2号<br>ガーデンコート M83 141号室   |

|             |                  |                  |
|-------------|------------------|------------------|
|             | TEL 011-812-5005 | FAX 011-876-8881 |
| 損害賠償責任保険加入先 | 東京海上日動保険株式会社     |                  |

### 3. 事業所の職員体制等

| 従業者の職種 | 員数 | 常勤 |               | 非常勤 |  | 保有資格         |
|--------|----|----|---------------|-----|--|--------------|
|        |    | 専従 | 兼務<br>(兼務する種) | 専従  |  |              |
| 管理者    | 1  |    | 1 (看護職員)      |     |  | 看護師          |
| 看護職員等  | 8  | 5  | 1 (管理者)       | 2   |  | 看護師<br>理学療法士 |

### 4. 職務内容

|      |   |
|------|---|
| 管理者  | 事業所の利用申し込みに係わる調整、事業所の従業者の管理及び業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業の実施に関し法令等を遵守させるための必要な指揮命令を行う。また、自らもサービスの提供にあたる。   |
| 看護職員 | <p>1. 指定訪問看護の提供開始に際し、主治医から文書による指示を受けるとともに、主治医に対して 訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、主治医との密接な連携を図る。</p> <p>2. 「訪問看護」は、ご利用者の居宅において看護師、その他省令で定めるものが療養上の世話又は必要な診療の補助を行うサービスで、主治医の指示に基づき、次にあげる内容のサービスを行います。</p> <p>①病状・全身状態の観察 ②清拭・洗髪等による清潔保持 ③食事及び排泄等日常生活の世話 ④褥創の予防・処置 ⑤リハビリテーション<br/>⑥ターミナルケア ⑦認知症の看護 ⑧療養生活や介護方法の指導<br/>⑨カテーテルなどの管理 ⑩その他医師の指示による医療処置</p> <p>3. 主治医の指示に基づく訪問看護計画の作成を行うとともに、利用者等への説明を行い同意を得る。</p> <p>4. 利用者へ訪問看護計画を交付する。</p> <p>5. 訪問看護計画に基づき、指定訪問看護のサービスを提供する。</p> <p>6. 訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成する。</p> <p>7. 指定訪問看護の実施状況の把握及び訪問看護計画の変更を行う。</p> <p>8. 利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。</p> <p>9. 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し適切な指導を行う。</p> |

### 5. 勤務体制

|      |   |
|------|---|
| 管理者  | (常勤) 午前8時45分から午後5時45分まで (シフト制)          |
| 看護職員 | (常勤・非常勤共通)<br>午前8時45分から午後5時45分まで (シフト制) |

## 6. 利用料金等

(1) 利用者負担率は、医療保険の法定利用料に基づく金額で、下表のとおりです。

**ご利用者の負担率 ※訪問看護に要する費用：基本療養費＋管理療養費＋加算＋その他**

|                       |  |
|-----------------------|--|
| ①70 歳以上の医療被保険者証をお持ちの方 | 訪問看護に要する費用の 1 割～3 割負担<br>※限度額適用認定証に記載された区分(ご本人の所得により変わります)により、自己負担の上限額があります。                     |
| ②一般の健康保険を使用する場合       | 各種保険の本人負担割合<br>(保険の種類により、またご家族かご本人かの区分により変わります)<br>※重度心身障害者医療・ひとり親家庭等医療受給者証をお持ちの方は札幌市の助成制度があります。 |
| ③特定疾患医療対象の方           | 特定医療費(指定難病)受給者証に記載された自己負担上限額のうち、特定医療費(指定難病)自己負担上限額管理票に記した額までとなります。                               |
| ④生活保護の方               | 自己負担はありません。  |

(2) 訪問看護療養に要する費用の種類と金額及びその他料金は、重要事項説明書別表に定めたとおりです。

(3) キャンセル料等

|                          |  |
|--------------------------|--|
| キャンセル料                   | <p>利用者の都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料をいただく場合があります。</p> <p>① ご利用日の前日午後5時までのご連絡：無料</p> <p>② ご利用日の前日午後5時以降～ご利用時間前までのご連絡：利用者負担金の50%</p> <p>③ 訪問時に急にキャンセル又は訪問時不在：利用者負担金の全額と交通費・諸経費等を実費にて請求いたします。</p> <p>なお、ご利用者が入院等特別な状態になった場合は当日のキャンセルであっても料金の請求はいたしません。</p> |
| 利用者の居宅において、訪問看護提供に関わる諸費用 | ケアに関わるときの水道、ガス、電気等の費用は利用者のご負担になります。  |

## 7. 利用料のお支払いについて

※利用料のお支払いについては、預金口座振替自動振替制度(自動引落)にてお願い致します。

### 1. 制度の概要

|              |  |
|--------------|--|
| (ア) 自動振替委託先名 | 北洋システム開発株式会社                                 |
| (イ) 引落方法     | 「預金口座振替依頼書」にてご指定の金融機関・郵便局の貴方様の口座から自動的に振替します。 |
| (ウ) 振替指定日    | 毎月27日(振替日が休日の場合は翌営業日)                        |

(エ) ご指定できる金融機関

- A. 北洋銀行、北海道銀行、北陸銀行、北海道労働金庫  
道内の各信用金庫、道内の各信用組合、北海道信連及び道内農業協同組合、  
ゆうちょ銀行、全国の郵便局

※一部ご利用できない農業協同組合があります。

- B. 道外の都市銀行・地方銀行・信託銀行、  
新生銀行・あおぞら銀行・商工中金・シティ銀行  
道外の労働金庫・信用金庫・信用組合  
道外の農業協同組合、全国の漁業協同組合

※一部ご利用できない農業協同組合、漁業協同組合、信用組合があります。

(オ) お引落分の通帳摘要欄には、HS・オストジャパングループと表示されますのでご了解ください。

|                |  |
|----------------|--|
| 利用開始時の<br>お支払い | 御利用開始当月・翌月の利用料等は、預金口座自動振替制度(自動引落)が<br>利用可能になるまでの間、振込にてお支払いをお願い致します。<br>利用料等振込口座<br>銀行名 : 北洋銀行<br>支店名 : 札幌駅南口支店<br>口座番号 : 普通預金 4437280<br>口座名 : 株式会社オストジャパングループ |
|----------------|--|

## 8. 苦情相談機関等

|   |   |
|---|---|
| オストケア訪問看護とよひら<br>担当者(管理者兼看護師)<br>吉田 小夜子   | 所在地 札幌市豊平区美園8条3丁目1番12号<br>電話 011-812-5005<br>FAX 011-876-8881<br>受付時間 月曜日から金曜日までとする。<br>ただし、12月30日から1月3日までを除く。<br>9時から17時までとする。 |
| 北海道国民健康保険団体連合会<br>総務部 介護・障害者支援課<br>企画・苦情係 | 所在地 札幌市中央区南2条西14丁目国保会館6階<br>電話 011-231-5175(直通)<br>FAX 011-233-2178<br>受付時間 9:00~17:00(土日・祝日を除く)                                |

## 9. 事故発生時の対応

|          |   |
|----------|---|
| 事故発生時の処理 | サービスの提供により事故が発生した場合には、緊急対応の上、利用者の家族及び主治医に連絡を行うとともに、医師の指示に従い必要な措置を講ずる。また、必要に応じて市町村に報告する。 |
| 損害賠償     | 賠償すべき事故が発生した場合には速やかに損害賠償を行う。  |
| 事故後の措置   | 事故の状況及び事故に際して採った措置について記録するとともに、事故の原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講ずる。                               |

## 10. その他の重要事項

|                             |   |
|-----------------------------|---|
| <p>秘密保持</p>                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急受診、サービス担当者会議等において、利用者及びその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により利用者及びその家族の同意を得る。</li> </ul>   |
| <p>身体不拘束</p>                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス提供に当たっては、利用者の生命又は身体を保護するために緊急止むを得ない場合を除き、身体拘束等を行わない。</li> <li>・緊急止むを得ず身体拘束を行なう場合には、文書にて利用者及び家族に説明し同意を得る。</li> </ul>   |
| <p>虐待防止</p>                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス提供にあたり、利用者の人権の擁護、虐待等の防止のため従業者に対する研修の実施を行う。</li> <li>・利用者及びその家族からの苦情に対する処理体制の整備を行う。</li> <li>・その他の虐待防止のために必要な措置を行う。</li> <li>・事業所は、サービス提供中に、従業者または利用者の家族等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市区町村へ通報する。</li> </ul>   |
| <p>衛生管理及び<br/>感染症予防等</p>    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・従業者は訪問の際、安全にサービスを提供するため、清潔の保持及び健康管理を行い、感染症予防対策として事業所の備品等を使用し衛生管理を行う。</li> </ul>   |
| <p>合鍵の管理及び<br/>紛失時の対処方法</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・合鍵の管理場所・管理については、「鍵預かり書」を交わし、鍵は事業所内の施錠できる場所に保管し、使用後は必ず保管場所へ返却するなど厳重にかつ細心の注意で取り扱います。万が一、鍵の紛失が発生した場合は、直ちに管理者へ報告し、利用者また家族と協議の上、必要に応じて当法人負担により鍵の交換設置をいたします。</li> </ul>   |
| <p>看護記録等の開示</p>             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者及びその家族は、当該利用者のサービス提供時の様子及び体調等に関する記録を、事業者の営業時間内にその事業所内で閲覧することができる。また希望された場合には、その写しの交付を受けることができる。</li> </ul>   |
| <p>身体的拘束等の適正化</p>           | <p>身体的拘束等の適正化を図るため、以下の措置を講じます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス提供に当たっては、利用者の生命又は身体を保護するために緊急止むを得ない場合を除き、身体拘束等を原則禁止とする。</li> <li>・身体的拘束等を行う場合、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。</li> <li>・緊急止むを得ず身体拘束を行なう場合には、文書にて利用者及び家族に説明する。</li> <li>・身体的拘束等の適正化の為に委員会を設置し、3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。</li> <li>・身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。</li> <li>・従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。</li> <li>・上記措置を適切に実施するための担当者を選任する。</li> </ul> |

|                      |   |
|----------------------|---|
| <p>高齢者虐待防止のための措置</p> | <p>虐待の発生又はその再発を防止するために、以下の措置を講じます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果を従業員に周知徹底する。</li> <li>・虐待の防止のための指針を整備する。</li> <li>・従業員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。</li> <li>・利用者及びその家族からの苦情に対する処理体制の整備を行う。</li> <li>・事業所は、サービス提供中に、従業員または利用者の家族等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市区町村へ通報する。</li> <li>・上記措置を適切に実施するための担当者を選任する。</li> </ul>  |
| <p>業務継続計画の策定</p>     | <p>感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。</li> <li>・定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。</li> <li>・上記措置を適切に実施するための担当者を選任する。</li> </ul>  |
| <p>ハラスメント対策</p>      | <p>事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、事業所において行われるサービス提供上必要かつ相当な範囲を超えるハラスメント行為により従業員の就業環境が害されること及びすべての利用者様の生活環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方の研修を実施する。</li> <li>・ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等を開催し、同事案が発生しないための策を検討する。</li> </ul> <p>【ハラスメント行為の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・性的な話をする、必要もなく手や体を触る等の性的いやがらせ行為</li> <li>・侮辱的発言や人格否定、威圧的な態度、威嚇・脅迫等の精神的暴力行為</li> <li>・叩く、つねる、払いのける、物を投げつける等の身体的暴力行為</li> <li>・業務範囲を逸脱した過剰な要求、その他著しく常識を逸脱する行為等</li> </ul> <p>※ハラスメントは、サービスの提供を困難にし、関わった方の心身に悪影響を与えます。上記の様な行為があった場合、状況により介護サービスの提供を停止させていただく場合があります。</p> |

年 月 日

(事業者) 所在地 : 札幌市厚別区厚別南5丁目1番7号  
名称 : 株式会社オストジャパングループ  
代表取締役 村上 睦 (印)

(説明者) 所在地 : 札幌市豊平区美園8条3丁目1番2号  
ガーデンコートM83 141号室  
名称 : オストケア訪問看護とよひら  
管理者 吉田 小夜子 (印)

私および利用者家族または身元引受人は、契約書および本書面に基づいて重要事項の説明を受けたことを確認し同意しました。

(利用者) 住所 :  
氏名 : (印)  
(代筆者 )

(利用者家族) 住所 :  
氏名 : (印)  
(続柄 )

(身元引受人) 住所 :  
氏名 : (印)  
(利用者との関係 )



## 重要事項説明書（別表）

オストケア訪問看護とよひら

2024年6月1日改訂

| 医療保険適用                                   | 負担割合                           |                |
|--|--------------------------------|----------------|
| 後期高齢者<br>(75歳以上)<br>(65歳～74歳で一定の障がいのある方) | 1割<br>一定以上所得者 2割<br>現役並み所得者 3割 |                |
| 国民健康保険                                   | 高齢受給者<br>(70～74歳)              | 1割(現役並み所得者 3割) |
|  | 一般<br>(70歳未満)                  | 3割 (6歳未満 2割)   |

\* 負担割合が2割等の方は、下表1割負担額の倍額が目安となります。

\* 負担額は10円未満四捨五入となります。

| サービス内容                                     | 金額                                     | (一割負担額)          | 備考  |
|--|--|------------------|---|
| 訪問看護基本療養費Ⅰ                                 | 週3日まで<br>5,550円/日                      | (560円)           | 厚生労働大臣が定める疾病等   |
| 訪問看護基本療養費Ⅱ<br>(同一建物居住者かつ<br>同一日に2人までの場合)   | 週4日以降<br>6,550円/日                      | (660円)           |   |
| 訪問看護基本療養費Ⅱ<br>(同一建物居住者かつ<br>同一日に3人以上の場合)   | 週3日まで<br>2,780円/日<br>週4日以降<br>3,280円/日 | (280円)<br>(330円) | 厚生労働大臣が定める疾病等   |
| 訪問看護基本療養費Ⅲ<br>(在宅療養に備えた外泊時)                | 8,500円                                 | (850円)           | 入院中に1回<br>厚生労働大臣が定める疾病等は入院中に2回  |
| 訪問看護管理療養費 初日                               | 7,670円/月                               | (770円)           | 厚生労働大臣が定める疾病等   |
| 訪問看護管理療養費 2日目以降<br>(イ)<br>(ロ)              | 3,000円/日<br>2,500円/日                   | (300円)<br>(250円) |   |
| 24時間対応体制加算<br>(イ)<br>(ロ)                   | 6,800円/月<br>6,520円/月                   | (680円)<br>(650円) | 休日や夜間・早朝・深夜帯でも、病状の変化等の時に、電話で看護に関する意見を求めることが出来る体制にあり、必要時には訪問看護を行います        |
| 夜間・早朝訪問看護加算                                | 2,100円/日                               | (210円)           | 夜間 18時～22時 早朝 6時～8時   |
| 深夜訪問看護加算                                   | 4,200円/日                               | (420円)           | 深夜 22時～6時<br>※1日にそれぞれ1回ずつを限度  |
| 難病等複数回訪問看護加算                               | 1日に2回<br>4,500円/日                      | (450円)           | 厚生労働大臣が定める疾病等   |
|  | 1日に3回以上<br>8,000円/日                    | (800円)           |   |
| 難病等複数回訪問看護加算<br>(同一建物居住者かつ<br>同一日に3人以上の場合) | 1日に2回<br>4,000円/日                      | (400円)           | 厚生労働大臣が定める疾病等   |
|  | 1日に3回以上<br>7,200円/日                    | (720円)           |   |
| 長時間訪問看護加算(90分を超える)                         | 5,200円/週                               | (520円)           | 特別管理加算対象・特別指示書の場合に1回/週  |
| 緊急訪問看護加算                                   | 月14日目まで<br>2,650円/日                    | (270円)           | 利用者やその家族の緊急の求めに応じて、主治医が訪問の指示を出した場合(24時間対応できる体制を確保した診療所または在宅療養支援病院の主治医に限る) |
|  | 月15日目以降<br>2,000円/日                    | (200円)           |   |
| 複数名訪問看護加算                                  | 4,500円/週                               | (450円)           | ①末期の悪性腫瘍等厚生労働大臣が定める疾病等の方  |
| 複数名訪問看護加算<br>(同一建物居住者かつ<br>同一日に3人以上の場合)    | 4,000円/週                               | (400円)           | ②特別管理加算対象者  |
|  |  |                  | ③特別訪問看護指示期間中の方<br>④暴力行為、著しい迷惑行為、器物損壊行為等が認められる方                            |

| サービス内容   | 金額  | 備考   |
|--|---|--|
| 退院時共同指導加算(1回)<br>※厚生労働大臣が定める疾病等<br>(2回まで)<br>特別管理指導加算<br>(特別管理加算の対象者は加算) | 8,000円<br>(800円)<br><br>2,000円<br>(200円)                                | 病院や介護老人保健施設に入院・入所中の方が退院・退所にあたって、医師・看護師・訪問看護師等が共同して、居宅における療養上必要な指導を行った場合  |
| 退院支援指導加算   | 合計90分未満<br>6,000円/日<br>(600円)<br>合計90分超<br>8,400円/日<br>(840円)           | 厚生労働大臣が定める疾病等、厚生労働大臣が定める状態にある利用者が、保険医療機関から退院する日に看護師が療養上の指導を行った場合   |
| 在宅患者連携指導加算   | 3,000円/月<br>(300円)  | 医療関係職種間の連携による指導等   |
| 在宅患者緊急時等カンファレンス加算<br>(月2回まで)   | 2,000円<br>(200円)  | 主治医の求めで利用者宅でのカンファレンス   |
| 特別管理加算 (I)   | 5,000円/月<br>(500円)  | (I) 在宅悪性腫瘍患者指導管理、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態、気管カニューレ・留置カテーテルを使用している状態   |
| (II)   | 2,500円/月<br>(250円)  | (II) 在宅自己腹膜灌流指導管理・在宅血液透析指導管理・在宅酸素療法指導管理・在宅中心静脈栄養法指導管理・在宅成分栄養経管栄養指導管理・在宅自己導尿指導管理・在宅人工呼吸指導管理・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理・在宅自己疼痛管理指導管理・在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態、人工肛門・人工膀胱を設置している状態、真皮を越える褥瘡の状態、在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している状態 |
| 訪問看護ターミナルケア療養費   | 25,000円<br>(2,500円)   | 死亡日及び死亡前14日以内に2日以上でのターミナルケアを行った場合  |
| 専門管理加算   | 2,500円/月<br>(250円)  | 専門の研修を受けた看護師による専門的な管理(悪性腫瘍、褥瘡、人工肛門、人工膀胱)   |
| 専門性の高い看護師による同行訪問<br>(悪性腫瘍、褥瘡、人工肛門等)                                      | 12,850円/月<br>(1,290円)   | 他の訪問看護ステーションの看護師に同行する場合  |
| 訪問看護ベースアップ評価料(I)   | 780円/月<br>(80円)   | 厚生労働大臣が定める基準に適合している事業所   |
| 訪問看護医療DX情報活用加算   | 50円/月<br>(10円)  | 電子資格確認を通じて診療情報を取得し訪問看護の実施に関する計画的な管理を行う   |
| 訪問看護情報提供療養費  | 1<br>1,500円<br>(150円)<br>2<br>1,500円<br>(150円)<br>3<br>1,500円<br>(150円) | 市等への情報提供<br>義務教育諸学校等への情報提供<br>入院または入所時の保険医療機関への情報提供  |
| その他臨時的な加算等   |   | 感染症蔓延時等、厚生労働大臣が臨時に定める  |

\* その他の医療保険の方・・・医療保険で定める報酬に基づいて負担額の請求を行います。

\* 特別指示書による訪問看護

医療保険で回数制限のある方・介護保険の訪問看護を利用中の方に対して、医師より急性憎悪により頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別訪問看護の指示がでた場合、指示の日から14日を限度として(指示は月1回まで 但し、気管カニューレを使用している状態・真皮を超える褥瘡の状態の方については、月2回まで)医療保険での頻回な訪問看護が可能となります。

### その他請求項目 (保険適用外)

| 項目                           | 内容  | 金額   |
|------------------------------|---|--|
| 外出の付添等<br>(注1)               | 療養上看護師の同行が必要で主治医の指示のある場合<br>※営業時間内の対応のみとさせていただきます。<br>※日程や時間帯によってはご要望に応じられない場合があります。<br>※交通費は実費となります。 | 4,000円/30分   |
| 定期的訪問や<br>緊急時訪問以外の対応<br>(注1) | 利用者様の病状の悪化によりご本人または日常的に療養上の介護を行っている方からの連絡・通報以外に訪問しての対応をご希望される場合<br>※交通費は実費となります。                      | 4,000円/30分<br>早朝(6時～8時)夜間(18時～22時)・・・25%増<br>深夜(22時～6時)・・・50%増 |

注1 … これら保険適用外項目についてご利用をご希望される場合は「自費契約書」の取り交わしが必要です。